

糸魚川市全天候型子ども遊戯場整備事業業務仕様書（案）

1 計画方針

(1) 本施設の計画方針

ア 機能性への配慮

(ア) 動線、利便性、室内環境

- ・諸室の配置は、運用内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。
- ・清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等の確保に努めること。
- ・諸室の用途（機能）を踏まえ、遮音等の室内環境に配慮すること。
- ・感染症対策等の観点から、各所において対策を取りやすい計画とし、清潔性を保ちやすい素材及び仕上げを採用すること。

(イ) 仕上げ、建築設備

- ・供用開始後の維持管理について十分考慮し、遊具、床材、手すり、手洗い場等について、日常的な清掃、消毒、点検及び保全が容易で効率的に行える施設となるよう工夫すること。

イ 安全性への配慮

(ア) 安全

- ・施設計画及び工事計画にあたっては、施設利用者や管理者、施工関係者、周辺通行者の安全を優先して確保すること。
- ・施設利用上必要と考えられる部分は、転倒、転落、事故防止等の安全性確保に努めること。

(イ) バリアフリー及びユニバーサルデザイン

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者のほか、子育て世代や妊婦を含む誰もが利用しやすい公共施設として整備すること。

ウ その他

(ア) 賃貸借物件

- ・本施設は賃貸借物件であることから、建物躯体等に関わる工事は貸主負担であり、本工事で改修を予定していない。

対象外工事(貸主)：空調設備工事、トイレ工事、外壁工事、駐車場舗装など

(イ) 木材利用

- ・「糸魚川市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」に沿った木材の積極的な利用に努めること。

(ウ) 耐久性

- ・仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利用頻度並びに各部位の特性を把握した上で、最適な組合せを選ぶこと。
- ・信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。

(エ) 意見反映

- ・市が実施した子育て世代アンケート結果（別紙参照）を参考資料として提示する。提案にあたっては、利用者ニーズを踏まえた遊具構成、空間構成及び施設計画となるよう配慮すること。なお、駐車場及びトイレ整備の要望等は把握しているが、本工事対象外としており、今後の運営上の検討が必要であることから本仕様書には含めていない。

2 施設整備概要

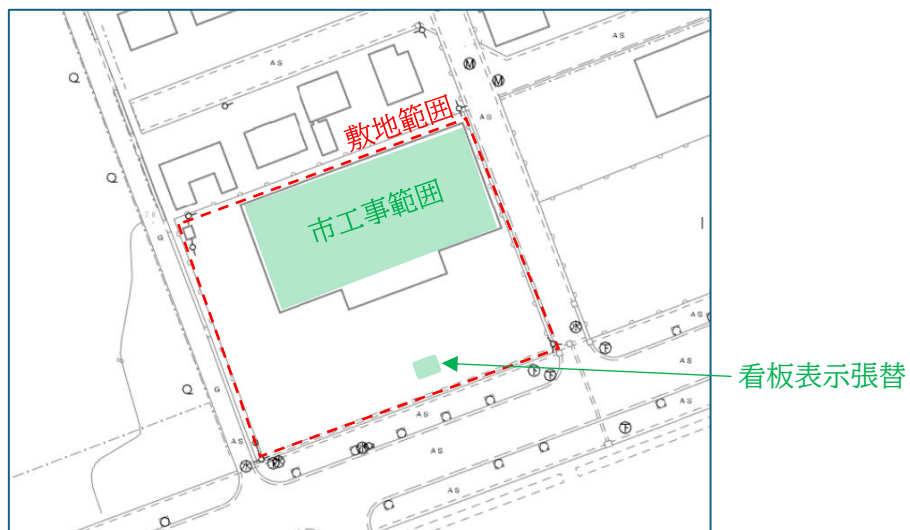
(1) 施設概要

施設の区分		規模(目安)	概要	整備範囲
屋内	屋内遊戯場 〔 ・ 0～3 歳 ・ 4～6 歳 ・ 7 歳以上 〕	4 5 0 ㎡	遊戯室、絵本コーナー	○
	子育て支援センター	9 0 ㎡	遊戯室、授乳室、相談室	○
	施設機能を補完するスペース	屋内遊戯場、子育て支援センター面積に含む	飲食スペース、見守りスペース	○
	その他スペース	必要な広さ	ホール、手洗い場、事務室（給湯・更衣スペース含む）、倉庫、通路	○
			トイレ、建物本体にかかる給水配管工事	×
屋外	外観	—	—	×
	駐車場	42 台	既存活用	×
	看板	—	既存看板書き替え	○

※ 上表の規模欄の面積等は目安であり、各施設の要求水準や目的を満たした上で、施設運用や利用者にとって有効な場合は、それらの計画意図を明示して提案することを可能とする。

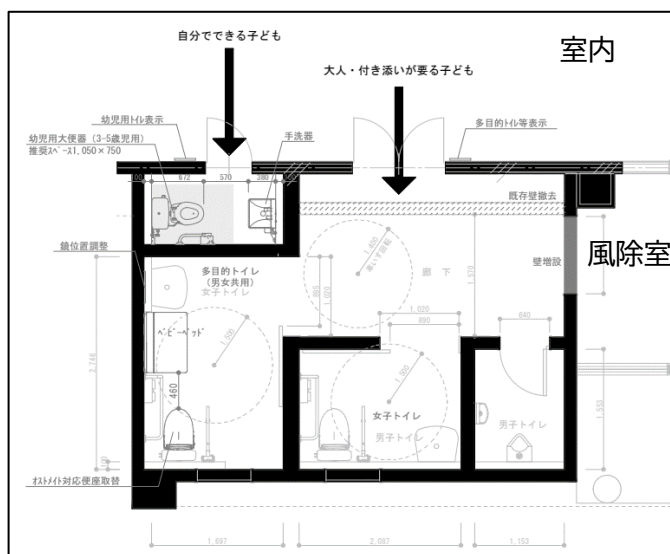
※ 仕様やデザインには、木材の積極的な取り入れることを検討すること。

整備範囲 平面図



看板の大きさ 片面 幅 2.7m×高さ約 3.8m（両面使用可能）

既存トイレ改修



既存のトイレは左記の図のように令和8年8月に改修されている。

(2) 仕上げ

ア 共通事項

- (ア) 建築材料等は、信頼性のあるものとし、安全性及び経済性を考慮し、良好な品質を確保すること。
- (イ) 内装は、コスト面も配慮しつつ、機能やデザインを考慮すること。
- (ウ) 地震時の剥落、脱落、落下等による二次被害抑制に配慮した内装材（下地材を含む。）とすること。

イ 内部仕上げ

- (ア) 使用する材料は、シックハウス症候群の原因となる建材を使用せず、健康に十分配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、施設の改修時及び解体時に環境汚染を引き起こさないよう十分留意すること。
- (イ) 利用者（特に身体の不自由な利用者）への安全性に配慮し、怪我をするおそれのある壁面や什器・遊具の角部や突起部等については、面取りやR処理をすること。また、ガラスや木材等の材料は、破損や劣化によって怪我をしないよう、使用部位や形状に配慮すること。
- (ウ) 内装は、各室の用途、機能、特性及び保守性を十分に検討し、それらに相応しい仕上げ及びしつらえとすること。

3 機能別の要求水準

(1) 屋内遊戯場

ア 主な機能

- ・乳幼児から小学生までの児童を対象とするが、未就学児を中心として親子で過ごせる屋内遊戯施設

イ 整備方針

- ・天候に左右されない全天候型の公園をイメージする。

ウ 施設規模・配置計画

- (ア) 450 m²程度とし、同時に最大 50 人程度の利用を可能とすること。（人数には子育て支援センター利用者含む）
- (イ) ベビーカーや車椅子での利用者に配慮すること。
- (ウ) 子育て支援センターと遊戯スペースを一体的に整備すること。
- (エ) 子育て支援センターとは、開館曜日が異なることから、屋内遊戯場単独でも利用できる構造（可動間仕切りなどで区切るなど）とする。子育て支援センターの遊戯室は0－3歳ゾーンと同じく考えることから、一体的な利用を可能とすること。
- (オ) 絵本コーナーを設けること。

- (カ) 非常時に施設外への避難がスムーズにできる計画とすること。

エ 要求水準

- (ア) 下足を脱ぎ、全て上足とすること。
- (イ) 利用者の下足入れを設けること。(子育て支援センターと兼用)
- (ウ) 利用者用のベビーカー置き場を設けること。(子育て支援センターと兼用)
- (エ) 屋内遊び場の入口から内部の様子が見やすいこと。
- (オ) 一つの空間とし、保護者が子どもを見守り易いように遊具の配置や見通しに配慮すること。
- (カ) 年齢別(0～3歳、4～6歳)に遊具等を配置して、子どもの成長に合わせた遊びの空間を構成し、安全性確保のため、動線が交わらないように配慮すること。また、自然な区分けとなるよう配慮し、必要に応じて安全のための仕切り等を設けること。なお、年齢差のある兄弟姉妹での利用にも配慮し、各ゾーンの位置関係や見通しについて工夫すること。
- (キ) 遊具等は、子どもの年齢に合わせた運動が可能で、好奇心をくすぐり、創造力を働かせ、自発的に遊びを促すものを計画すること。4～6歳のゾーンについては、走る、跳ぶ、登る等の動的な遊びに対応できる空間構成に配慮すること。また、空気を入れて膨らませて使うエア遊具を1機以上設置すること。
 - (例) 遊具等(エア遊具、滑り台、ジャングルジムなど)、ボルダリング、ネット遊具、知育・情操玩具、乳児・幼児(0-3歳)用遊具 など
 - エア遊具は、次の要件を満たすものとする。
 - ・ 屋内設置に適した安全性及び耐久性を有すること。
 - ・ すべり、跳ねる、くぐる、登る等、複数の身体動作を組み合わせた遊びが可能な構成とすること。
 - ・ 対象年齢及び利用人数を明確にし、安全管理方法を提案すること。
 - ・ 空間全体のコンセプトと調和したデザインとすること。なお、具体的な形状、テーマ、構成については、提案によるものとする。使用時の安全管理方法、維持管理方法についても提案すること。
- (ク) 親子のふれあいや利用者同士の交流ができるよう配慮すること。
- (ケ) 0～3歳児用の空間には、安心して子どもにお昼寝をさせることができる場所を設置し、落ち着いて過ごせる環境に配慮すること。
- (コ) 絵本コーナーは、一般的な絵本に加え、しかけ絵本や大型絵本なども配置できる書架を設け、親子でくつろげる、ゆったりした快適性の高い空間とし、遊び場内での利便性を考慮して配置すること。
- (サ) 子どもの付添者向けの見守りスペースとの利便性に配慮すること。
- (シ) 遊び場内の床と遊具の周りには、クッション素材を採用して、安全性に

配慮すること。

- (ス) 利用者が大きな荷物をおけるロッカー（オープン型及び鍵付き型）を設けること。
- (セ) 子育てに関する情報を掲示できるパンフレットスタンドを設置する場を設けること。
- (リ) 入口付近に子どもが利用可能な手洗い場を設けること。（子育て支援センターと兼用可）

(2) 子育て支援センター

ア 主な機能

- ・3歳未満の乳幼児とその保護者を対象とし、親子の交流と育児相談、情報提供を行う。

イ 整備方針

- ・児童福祉法第6条の3第6項に規定する「地域子育て支援拠点事業」を行う場とする。
- ・子育て相談のほか、妊産婦も含めた相談・支援の場とする。

ウ 施設規模・動線計画

- (ア) 90㎡程度とする。
- (イ) 遊戯スペースは、屋内遊戯場と一体的に整備し、乳幼児向けのエリアと一体的な利用とすること。

エ 要求水準

- (ア) 下足を脱ぎ、全て上足とすること。
- (イ) 利用者の下足入れを設けること。（屋内遊戯場と兼用）
- (ロ) 利用者用のベビーカー置き場を設けること。（屋内遊戯場と兼用）
- (エ) 地域子育て支援拠点事業を実施するスペースとし、おおむね最大10組20人程度の親子が活動できる規模とすること。（施設全体としては50人程度の規模を想定）
- (オ) 子育て中の親子の交流スペースとして整備すること。
- (カ) 床にはクッション素材を採用して、安全性に配慮すること。
- (キ) 利用者が使用できる荷物棚を設けること。
- (ク) 授乳室を設置すること。授乳室は、一定程度のプライバシーに配慮し、同時に2組の利用が可能な計画とする。相談室との兼用可能とする。
- (ケ) 相談室を設置すること。相談室は、一定程度のプライバシーに配慮し、2室とし、授乳室との兼用可能とする。
- (コ) 子どもが利用可能な手洗い場を設けること。（屋内遊戯場と兼用可）

(3) 施設機能を補完するためのスペース（見守り、飲食）

ア 主な機能

- ・利用者の利便性を高めるための次の3つの機能

(ア) 遊戯場で子どもを遊ばせながら、付添者が見守ることができる「見守りスペース」

(イ) 施設利用者が食事をする際に使用する「飲食スペース」

イ 整備方針

- ・利用者の施設利用の利便性に資する付加機能を整備する。

ウ 施設規模・動線計画

(ア) 見守りスペースは、屋内遊戯場の利用者のため、遊戯場全体の見通しを確保するとともに、保護者が座って子どもを見守りやすい備品配置及び空間構成とすること。

(イ) 飲食スペースは、施設利用者の誰でも食事をとることができるスペースとして配置すること。

エ 要求水準

(ア) 見守りスペース

- ・屋内遊戯場と一体的に配置し、遊んでいる子どもの見守りがしやすい計画とすること。
- ・子どもを見守る側の利用者もリラックスできる空間となるよう工夫すること。
- ・母親だけでなく、父親や祖父母等も利用しやすい空間となる工夫をすること。

(イ) 飲食スペース

- ・大人と子どもが利用可能な手洗い場を設置すること。
- ・電子レンジを設置すること。

(4) その他のスペース（事務室、受付窓口、給湯室、更衣室、倉庫、通路）

ア 主な機能

施設の利用と運営に必要な基本的な付帯機能

イ 施設規模・動線計画

- ・施設内の各機能を結び、利用者が円滑に移動できるよう通路の配置を工夫すること。
- ・避難時には、乳幼児を含めて避難がスムーズとなる経路と方法を工夫すること。

ウ 要求水準

(ア) 事務室

- ・屋内遊戯場、子育て支援センター施設の全体管理・運営を行うために必要な人員のための事務スペースを整備する。
- ・事務室は、職員4人分の事務机、イス、鍵のかかるキャビネット、電源を配置する計画とすること。

- ・給湯できる設備を設けること。

(イ) 受付窓口

- ・事務室に接して適切に受付窓口のカウンターを設けること。なお、受付窓口は、利用者に分かりやすい配置とすること。

(ウ) 必要な備品を保管する倉庫を設けること。

(エ) 職員4人が利用する更衣室を設けること。事務室内の設置は可能。(相談室、授乳室との兼用可)

(オ) 通路は、車椅子やベビーカーの利用に支障のない幅で仕上げること。

(2) その他の要求水準

ア コンセント設備

- ・コンセントは、諸室の用途に適した形式及び容量を確保し、適切な位置に配置すること。

イ 情報通信設備

- ・電話機及び施設内で利用者が利用可能な公衆無線LAN設備を設けることから、その接続口を事務室又はカウンターに確保すること。

4 サインの要求水準

- (1) 形状や色などを工夫し、障がい児や高齢者にも分かりやすく視認性に優れたサインを適切に配置すること。
- (2) 施設内の案内板には、ピクトグラム等を適切に使い、必要な情報が正しく伝わるよう配慮すること。
- (3) 現在地及び施設の出入り口等が容易に分かるように、適切なサイン計画を行うこと。

5 備品計画の要求水準

- (1) 備品は5万円以上で、建物に固定されていない物品をいう。ただし、施設に設置する大型遊具と一体的に必要な5万円未満の物品も含むものとする。
- (2) 本施設に必要な備品を選定し、品目、規格、数量、購入予定価格等を一覧表にした「備品リスト」を作成すること。
- (3) 事業者において選定した備品のうち、購入予定価格が1点5万円(消費税を含む。)以上の備品は、市が購入する。事業者は、市が購入する備品について、前号で示す一覧表に明示すること。
- (4) 備品の額は提案上限額に含まず提案すること。
- (5) 事業者は、市が購入するにあたり必要となる備品のパンフレット等の参考資料を提供すること。
- (6) 現在のやまのい保育園にある糸魚川子育て支援センターの遊具等の備品類を移

設するものとして計画すること。

(7) 維持管理・運営業務に係る資機材については、市が自ら調達及び設置する。

6 その他施設整備上必要な業務

本事業を実施するに当たり、要求水準書及び契約書で示す内容を満たす上で、そのほかに施設整備上必要な業務がある場合は、本事業の実施に支障がないよう適切に実施すること。

7 工事範囲と工事区分

	工事範囲	工事受注者	貸主	借主（市）
建 築	1. 直接仮設	○	—	—
	2. 土工	—	—	—
	3. 地業	—	—	—
	4. 鉄筋	—	—	—
	5. コンクリート	—	—	—
	6. 型枠	—	—	—
	7. 鉄骨	—	—	—
	8. 既製コンクリート	—	—	—
	9. 防水	—	—	—
	10. 石	—	—	—
	11. タイル	—	—	—
	12. 木	—	—	—
	13. 屋根及びとい	—	—	—
	14. 金属	—	—	—
	15. 左官	—	—	—
	16. 建具	—	—	—
	17. カーテンウォール	—	—	—
	18. 塗装	○	—	—
	19. 内装	○	○ (建物躯体 関係箇所)	—
	20. 外装	—	○	—
	21. ユニット及びその他	○	—	—
	22. 発生材処理	○ 上記関係部分	○ 上記関係部分	—
外 構	駐車場舗装（誘導用床材などを含む）、看板躯体	—	○	—

	看板の書き換え	○	—	—
電 気	1. 電灯設備（コンセント含む）	○	—	—
	2. 動力設備	—	—	—
	3. 電気自動車用充電設備	—	—	—
	4. 電熱設備	—	—	—
	5. 雷保護設備	—	—	—
	6. 受変電設備	—	—	—
	7 電力貯蔵設備	—	—	—
	8. 発電設備	—	—	—
	9. LAN設備	○	—	—
	10. 構内交換設備	○ 電話、LAN	—	○ 関連備品
	11. 情報表示設備	—	—	○ 時計
	12. 映像・音響設備	—	○ 既存本体部分	○ 放送設備
	13. 拡声設備	○	—	—
	14. 誘導支援設備	—	—	—
	15 テレビ共同受信設備	—	—	—
	16. 防犯カメラ設備	—	○ 既存本体部分	○ 動作確認等
	17. 駐車場管制設備	—	—	—
	18 防犯・入退室管理設備	—	—	—
	19. 火災報知設備	○ 作動確認	○ 既存本体部分	—
	20. 中央監視制御設備	—	—	—
	21. 発生材処理	○	—	—
機 械	1. 空気調和設備	—	○	—
	2. 換気設備	—	○	—
	3. 排煙設備	—	—	—
	4. 自動制御設備	—	—	—
	5. 衛生器具設備	○ 給湯、手洗	○ 既存トイレ	—

機 械	6. 給水設備	○ 給湯、手洗	○ 既存トイレ	—
	7. 排水設備	○ 給湯、手洗	○ 既存トイレ	—
	工事範囲	工事受注者	貸主	借主（市）
	8. 給湯設備	○ 給湯、手洗	—	—
	9. 消火設備	—	—	—
	10. ガス設備	○	—	—
	11. 厨房機器設備	—	—	—
	12. 雨水利用設備	—	—	—
	13. 撤去工事	○	○ 既存トイレ	—
備 品	14. 発生材処理	○	○ 既存トイレ	—
	備品、消耗品の発注 本仕様書 8 ページ「備品計画の要求 水準」参照	—	—	○

8 工事仕様

次の仕様書の最新版を準用する。

国土交通省大臣官房庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書
国土交通省大臣官房庁営繕部監修	建築物解体工事共通仕様書
国土交通省大臣官房庁営繕部監修	公共建築改修工事標準仕様書
国土交通省大臣官房庁営繕部監修	公共木造工事標準仕様書

9 「石のまち糸魚川」のヒスイの保全

糸魚川市内では日本の国石である「ヒスイ」が発見されることが多く、工事において十分留意する必要があることからヒスイの保全に関して下記のとおり定めるものとする。

- (1) 受注者は、工事中にヒスイまたはヒスイに類似した岩石（勾玉等の加工品を含む）を発見したときは、速やかに監督員と協議しなければならない。また、協議前に破砕や工事現場以外への持ち出し等を行ってはならない。
- (2) 受注者が、工事の施工にあたり、ヒスイまたはヒスイに類似した岩石を発見した場合は、受注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該ヒスイ等の発見者としての権利を保有するものとする。

10 提出書類

- (1) 着手時に提出する書類

- ア 工事着手届（様式第 51 号の 1 糸魚川市財務規則第 185 条関係）
- イ 工程表 予定を黒で記入（様式第 50 号 糸魚川市財務規則第 182 条関係）
- ウ コリンス登録 請負金額 500 万円以上の工事
- エ 現場代理人・主任技術者・監理技術者兼務届（兼務の場合のみ）
兼務したい工事の監督員と事前協議を行った後提出（市書式）
- オ 前払金請求書（前払金の請求をする場合）
公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約の保証証書とあわせて提出。

(2) 工事期間中に提出する書類

該当する作業の着手前に作成し提出。変更、追加事項が出てきた場合は、内容を反映させた書類をその都度提出

- ア 施工計画書
総合計画、工程、施工体系図、施工体制台帳、安全衛生、仮設、クレーン、工法、労務、品質管理、工場生産、発生材処分等、工事に必要な計画をまとめる
- イ 工事打合せ簿
必要に応じて写真、略図等の資料を添付し、各種協議、質疑回答等の結果についての記録を整備
受注後、現状の確認を行い、契約条件と相違ないか確認し、市工事監督員に書面で報告すること。
- ウ 材料承諾願い
主要な材料・製品の名称品番・製造者・規格を記入。規格が無い場合は、仕様がわかる資料を添付（規格とは JIS、JAS、防災表示マーク等、公の機関が制定したもの）
- エ 施工承諾図
設計図、仕様書等の内容を反映させ、施工に必要な注意事項等もまとめて作図
施工前に、市監督員に施工資料を提出し、承認を得た後に施工すること。
施工資料とは次の書類を言う。
 - ・工事内訳書 別紙「工事内訳書 | 作例」程度
 - ・仕上表、平面図、展開図、天井伏図、サイン計画図、詳細図、各設備図。
 - ・原則、現状と改修後を提出すること。
- オ 月間工程表
監督員の指示があった場合、実施工程表を補うものとして週間工程表、月間工程表及び工種別工程表などを作成。当初予定は黒、実施は赤で記載
- カ 工事進捗状況報告書
監督員の指示があった場合、当該月の月間進捗率、全体進捗率、工事内容、

各種検査実施状況、各職人の出面及び工事進捗カーブ等を明記した報告書を作成

キ 段階確認書

監督員の段階確認（検査、試験の立会い）を受ける場合に作成し、監督員と協議する。

次の時期に市工事監督員に立ち合いを求めること。

- ・着手後、工事範囲の確認。
- ・壁を設ける場合は、墨だし後に位置の確認。
- ・施工完了後の工事検査前に、仕上がり確認。

サイン、コンセント、スイッチの位置については、市監督員及びこども家庭課職員と協議の上決める。

ク 休日・夜間作業届

休日、夜間に工事を行う場合、作業実施前に提出 市書式

ケ 現場代理人変更届

現場代理人を変更する場合に提出 市書式

(3) 竣工時に提出する書類

ア 工事履行届（様式第 41 号 糸魚川市財務規則第 149 条関係）

イ 竣工写真

A4 の写真帳に綴り、表紙には工事名、請負者名を記入し捺印する。

- ・着手前と竣工が対比できるよう写真を貼る
- ・地図と平面図を添付し、平面図には撮影方向を図示する。
- ・写真に施工箇所や施工内容を記入する。

ウ 工事書類

A4 のファイルに綴り、表紙には工事名、請負者名を記入し捺印する。

- ・内容について監督員と協議し、必要な書類を提出する。
- ・施工計画書（市監督員の承認印付き）
- ・実施工程表（当初予定を黒で記入し、実施を赤で記入）
- ・施工体系図、施工体制台帳
- ・建設業退職金共済証紙購入状況報告書
- ・材料承諾願（市監督員の承認印付き）
- ・出来高総括表、材料受払い簿
- ・完成図、出来型管理図（紙・電子データ）
- ・工事打合せ記録簿

- ・段階確認書
- ・設計照査結果表
- ・出荷証明書
- ・工事写真
- ・工事日誌
- ・勤務実績表
- ・副産物、廃棄物等の書類
- ・木材使用数量表
- ・保証書、各種試験成績表
- ・社内検査実施書類、合格書類（複写不可）
- ・官公庁提出書類（複写）
- ・創意工夫の書類

（様式別紙 6 の 1、別紙 6 の 2 糸魚川市建設工事成績評定実施要領）

エ 安全管理書類

任意の様式でまとめること（安全管理書類については検査終了後返却）

- ・KY ミーティング 記録
- ・新規入場者教育の記録
- ・安全教育記録
- ・足場、機器の点検記録
- ・店社パトロール記録
- ・指摘事項の改善記録

11 その他

(1) 仕様書に定められた内容に疑義が生じたり、現場での施工が困難な場合等不都合が生じた場合は、監督員に協議すること。

(2) 構内既存施設利用

工事用水 利用できない

工事用電気 利用できない

12 建築物の解体・撤去に関わる仕様

- (1) 受注者は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び石綿障害予防規則、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関連法令を遵守し、工事現場の施工管理を適切に行うこと。
- (2) 受注者は、解体前に、市の監督員から現地で解体範囲の指示を受けること。
- (3) 受注者は、必要に応じ工事場所周辺、道路沿線の利害関係者に工事に関する説明を行うこと。
- (4) 解体工事範囲に含まれるアスベスト含有の疑いが有るものが発見された場合は、市の監督員へ報告し協議すること。
- (5) 作業に伴う計画、届出、措置、作業主任者の選任、特別の教育等を石綿障害予防規則に基づいて適切に実施するとともに、工事現場の石綿の有無及び石綿暴露防止対策の実施について、作業場の見やすい場所に掲示するものとする。
- (6) 火薬等による爆破解体は行わないものとする。
- (7) 解体撤去により生じた地盤の凸凹は、内訳書や図面に指示が無い限り、周囲の地盤と馴染みよく平坦に埋め戻すものとする。また、雨水等が溜まるおそれがある場合は、排水路を考慮するものとする。
- (8) 第三者に危害を及ぼさないよう、防護措置、騒音・振動の防止対策を講ずるものとする。
- (9) 粉じんが作業区域外へ飛散するおそれがある場合は、防護網及び散水等の飛散防止措置を講ずるものとする。
- (10) 敷地境界杭等が工事で移動するおそれがある場合は、工事に先立ち関係者立ち合いの上、控え杭を設置するなどして対策を講ずることとする。
- (11) 特定建設資材廃棄物の再資源化等については、関係法令等を遵守するものとする。
- (12) 撤去に先立ち、電気、ガス、水道等の必要な手続き及び施工上の措置について確認を行い施工すること。
- (13) 飛散防止対策として、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル令和3年3月にそった工法を取ることにすること。
- (14) 大気汚染防止法第18条の15に基づき、請負者は発注者に石綿含有建材の調査報告を、書面を交付し説明すること。
- (15) 石綿障害予防規則第3条に基づき、事前調査を行うこと。
- (16) 石綿障害予防規則第4条の2及び、大気汚染防止法第18条の15第6項に基づき、報告を諸官公庁へすること。